

日本における規制緩和、競争政策、透明性
及びその他の政府慣行に関する
日本政府への米国政府要望書

1997年11月7日

SUBMISSION BY THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES
TO THE GOVERNMENT OF JAPAN
REGARDING DEREGULATION,
COMPETITION POLICY, AND TRANSPARENCY
AND OTHER GOVERNMENT PRACTICES
IN JAPAN

November 7, 1997

U.S. - COMMERCE - JAPAN

C - 267j

AMERICAN CENTER

PAMIF

※この報告書の日本語訳は、仮訳で、米国政府の公式文書ではありません。

TOKYO AMERICAN CENTER

日本における規制緩和、競争政策、透明性 及びその他の政府慣行に関する 日本政府への米国政府要望書

1997年11月7日

米国政府は、日本における規制緩和、競争政策、透明性及びその他の政府慣行についての具体的な問題を取り上げたこの要望書を、日本政府に提出できることを喜ばしく思う。本要望書中の提案は、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みの下での規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアチブ」と関連して提出されるものであり、強化されたイニシアチブに基づく各作業グループの討議に合わせたものである。

米国政府は、規制緩和に対する日本政府のコミットメントを承知している。米国政府は、規制緩和を支持する橋本首相及びその内閣の力強い発言に力づけられている。本要望書は、日本政府が現在、独自の規制緩和を実施していること、そして1995年3月31日に開始された3カ年の「規制緩和推進計画」の作業が完了に近づいていることを承知して、作成されたものである。

本要望書は、1994年11月、95年4月、95年11月及び96年11月に日本政府に提出した各リストをもとに補足を加え、国内及び外国の関係者の具体的なコメントを考慮して、作成されたものである。規制緩和、競争政策及び行政改革に関する、1994年、95年及び96年の米国政府の提言の多くは、引き続き効力を持つ。本要望書は、日本における諸問題に関する米国政府の懸念や関心事項をすべて網羅したものではない。以前の要望書で取り上げた項目が、本要望書に入っていない場合、特に、強化されたイニシアチブによる作業グループの対象とならない問題の場合、それは米国がもはやその項目に関心がないことを示すものと解釈すべきではない。本要望書は、米国が強化されたイニシアチブの主な関心事である諸問題に関する現行の討議に集中しようとしていることを反映している。米国政府と日本政府は、別の機会を通じて、他分野の規制緩和の追求も続ける。

米国政府は、強化されたイニシアチブの下で、規制緩和、競争政策、透明性その他の政府慣行について、日本政府と対話を続けることを期待している。クリントン大統領と橋本首相が1997年6月に確認したように、消費者の関心に応え、外国企業及び外国製品・サービスの市場アクセスを改善することを目指して、規制緩和を進めるべきである。こうした目標を意図しつつ、本要望書を提出する。

目 次

基本原則	3
規制緩和のプロセス	5
金融サービス	6
住宅	7
医療機器・医薬品	10
構造問題	13
流通	13
競争法・競争政策	15
法律業務	18
電気通信	20
透明性及びその他の政府慣行	27

基本原則

米国政府は、1994年11月、95年11月及び96年11月の日本国政府への要望書で述べた基本原則を再確認するものである。米国政府は、引き続き、日本における効果的な規制緩和が、競争を促進し、外国製品・サービス・投資の市場アクセスを拡大し、市場における効率向上、低価格、製品・サービスの選択の幅と入手可能性の拡大を通じて、日本の消費者・生産者・サービス提供者に対し、より大きな利益をもたらすことになるかと信ずる。

米国政府は、日本政府が以下の原則を完全に採用することによって、より一層本腰を入れて規制緩和に取り組むよう強く促すものである。

A. 広範かつ継続的な見直し

日本における規制は、公式・非公式を問わず、また社会的か経済的かを問わず、すべて見直されるべきである。こうした見直しは、日本経済を競争に開放する日本政府の努力に絶対不可欠な作業の一環として、継続的に実施されるべきである。

B. 原則自由、例外規制

日本政府は、この原則を宣言しているものの、完全に実施するには至っていない。規制は、健康、安全、環境の保護、国家安全保障、あるいはごまかしからの消費者保護といった、認められた公共政策の利害と直接かつ密接に関係しているべきである。こうした限定された基準を満たさない規制は、改正あるいは廃止されるべきである。

C. 透明性と説明責任の強化

規制は、透明性と無差別の原則に基づくべきであり、また規制を実施する政府の担当者は、自らの行動を明確に説明する責任を持つべきである。公式・非公式を問わず、すべての規制は書面に明記され、一般に入手可能な形で公布されるべきである。

D. 政府権限の委譲の禁止

実際のあるいは事実上の規制権限を、政府系機関及び非政府系機関（非営利組織、特殊法人及び事業者団体を含む）に委譲することは、国会が承認した正式かつ透明な権限の委譲に基づかない場合には、厳しく禁止されるべきである。

E. 負担とならない地方自治体の規制

地方自治体は、妥当な場合には、不必要で負担の重い地域の規制を見直し、また排除するよう奨励されるべきである。また、国レベルでの規制緩和の努力を、全体にせよ部分的にせよ、無力化したり阻害するような地方自治体による新たな規制の制定を禁止する指針を採用すべきである。

F. サンセット条項（時限規制）の導入

特定の規制の一定の有効期限を明記するサンセット条項は、適当な場合には、将来新たに公布される規制に含めるべきであり、また現行の規制の見直しの際に組み込まれるべきである。

G. 市場メカニズムの奨励

資源の最良かつ最適配分及び個々の企業の成否の決定は、積極的かつ効果的な独占禁止施行政策で補完された市場メカニズムによって導かれるべきである。競争を不当に制限する民間の慣行が、公的規制に取って代わったり、それを補完したりすることは許されるべきではない。

規制緩和のプロセス

米国政府は、規制緩和が状況の変化に対応できるものであるためには、規制緩和のプロセスは柔軟なものでなければならないと信ずる。そのために米国政府は、1994年、95年及び96年に提出した日本政府への要望書の中で、日本政府に対し、民間部門の参加のメカニズム、一般からの意見の定期的な聴取、意見を提出する民間企業や個人を嫌がらせや報復から守る指示、及び規制緩和年次報告の作成に関する規定を含めることを提言した。米国政府は、この提言を改めて強調するものである。

米国政府は、現行の規制緩和推進計画の終了後も規制緩和に引き続き高い関心が払われていくことを保証するための恒久的な行政機構を確立することが極めて重要であると信ずる。そのために、米国政府は、総理府内の行政改革委員会（ARC）の恒久的な後継組織を設立することを支持する。この後継組織は、1）すべての関係者が参加できる公的なプロセスを通じて、規制緩和への新たなコミットメントを創出し、2）内閣の承認の下、規制緩和、競争政策及び透明性その他の政府慣行に関する対策を各省庁が実施するよう勧告・指示する権限を与えられるべきである。

加えて、意欲的な改革計画は、具体的な措置や改善策の確定的な実施期限を盛り込んだ実質的な変革をより重視したものでなければならず、一般的な意思表示、あいまいな実施期限、またこれまで講じられた「措置」の累計の単純な数値分析、といったことに重点を置くべきでない。進捗状況の測定は、開放された競争的な市場にとっての障壁をどこまで洗い出したか、また個々の改革措置がどの程度実施されたか、そして目指すべき目標達成に対しそれらの措置がどの程度効果を上げているかが評価されてのみ行われるべきである。

金融サービス

米国政府は、引き続き、1995年の「日米両政府による金融サービスに関する措置」の合意の実施を監視しているが、これまでのところ、その結果はきわめて満足すべきものである。この合意の下で実施された措置及び自由化により、日本市場における外国の金融サービス提供者の商業機会が大きく改善された。

日本政府は、金融サービスの分野で規制緩和をさらに進めることを確約しており、米国政府は、外国企業にとって日本市場での機会が拡大することを期待している。特に、米国政府は以下の分野における一層の自由化を提唱しており、日本政府もその意思を表明している。

- A. 商品の革新に対する制限の緩和（例えば、この夏導入されたストックオプションのような金融派生商品の許可）
- B. 外国為替取引や、ラップアカウント、店頭株派生商品等の新商品も扱えるようにする証券会社の事業内容の拡大
- C. 資産担保証券（ABS）市場のさらなる開発
- D. 銀行による投資信託商品販売の新たな機会
- E. 透明性と情報公開の改善

こうした改革の実施に際して、日本政府は、以下の措置をとるべきである。

- A. 実施法規の起草段階で外国および国内の企業の意見を求めて内容に組み込み、規制が最終的に制定される前に、草案に対して意見を述べることができるようにする。
- B. 企業が新商品・サービスに必要な情報システムを開発し稼働させることができるよう、自由化の実施に先立って、適用される規制を公表する。
- C. 日本の金融市場の国際化と外国企業の参入ができる限り広範に行われることを奨励するため、金融商品の開発と税制上の扱いに国際基準を取り入れる。

加えて、米国政府は、日本政府がビッグバン計画の一環として金融市場の規制構造の改正・強化に努力していることを歓迎する。

住宅

米国政府は、強化されたイニシアチブに基づく住宅部門の規制緩和に関する日米の協議から、以下の結果が得られることを求めるとともに、11月初めに行われる高官会議で日本がこれらの目標に合意することを求める。

1997年12月31日を期限とする目標

- A. 米国木材規格委員会 (American Lumber Standards Committee - ALSC) および米国西部木材製品協会 (Western Wood Products Association - WWPA) が建設省に提出した、米国の機械による曲げ応力等級区分格付け製材 (machine stress-rated lumber - MSR) 及びたて継ぎ製材認定の申請の許可。これらの申請は、それぞれ1996年12月と11月に提出された。7月に行われた専門家レベルの住宅会議で、日本側代表団は、これらの申請の最終処理が速やかに行われることを保証した。カナダの5機関が、すでにMSRの認定を受けている。これらの申請が承認されれば、WWPA、及びALSC認定の規則制定・格付け機関が、JAS規格による格付けを受けずに上記製品を日本に供給することが認められる。日本政府は1996年1月に、目視による格付けを受けた米国製木材に対して、同様の承認を与えている。1996年3月の日本の「住宅に関する規制緩和推進計画」には、WWPA、APA等の米国の組織の要請に従って、米国の建築資材の等級マークを承認する「措置がまもなく実施される」と述べられている。
- B. 林産物の貿易自由化及び建築基準の性能規定化に向けた地域協力に関するAPECの計画の支持。林産物の貿易自由化は、米国、カナダ、ニュージーランド及びインドネシアが提唱したもので、他のASEAN諸国も強い支持を表明している。この分野の貿易自由化は、橋本首相の輸入住宅計画の内容に沿ったものである。この提案は、2002年から4年までの間に、木製品の関税を撤廃することを目指す。木製品に対する現行の関税の段階的引き上げは、貿易のひずみを生むだけでなく、日本の消費者の住宅コストを大きく上昇させている。

1998年3月31日を期限とする目標

- A. 準防火地域における3階建て、多世帯、商業用及び多目的の木造建築物の建設を含む「建築基準法告示第56号(米国方式のツーバイフォー建築)」における、性能規定に基づく評価の試験方法及び手続の最終決定と導入。米国によるコメントのためのタイムリーかつ意味のある機会の提供。1996年3月の日本の「住宅に関する規制緩和推進計画」で、日本政府は、米国方式のツーバイフォー建築に対する性能に基づく規格が1996年度末までに導入されること、また3階建て木造建築物の可能性が拡大されることを発表した。そ

の後、日本政府は、建築基準法告示第 56号の下で性能規定に基づくツーバイフォー建築に関する条項を追加し、また最近、準防火地域（日本の人口の大半が居住する地域）で3階建て木造建造物を解禁した。しかし、建設省がこのような建築に関して受け入れられる試験方法及び手順のマニュアルを発表するまでは、こうした変更は実益があるとしてもきわめて限られたものとなる。このマニュアルは、数回の改訂を経ており、米国の専門家が、過度に負担が大きく、コストがかかり、重複する試験基準を課すことなく、国際的慣行に従って、高い安全基準の達成を保証することを目指して、コメントを提供している。

- B. アンダーライターズ・ラボラトリーズ (UL) 社が建設省に提出した、ULの試験方法及び手順の認定を求める申請の承認。この申請は、1997年6月に提出され、日本政府が要求した情報はすべて提出されている。対象製品は、防火ドア、ウォールボードなどである。また、この申請には、火災の危険を大きく低減する建築方法の認定も含まれる。
- C. 日本でのコードレス携帯用衝動釘打ち機の警察登録義務の廃止。現在、これらの釘打ち機は、特許の下で米国内でのみ製造されており、米国、ヨーロッパ、多くのアジア諸国で売り上げが伸びている。このような釘打ち機は、コード付のものと同様あるいはそれ以上の安全性を持つと見なされており、ツーバイフォー建築のコスト節減と効率向上を促進する。日本は、これらの釘打ち機を「武器」として扱っている唯一の国であり、銃砲刀剣類所持等取締法の下で登録が義務付けられているため、日本ではこの製品の売り上げはゼロとなっている。米国の業界代表者は、日本政府の担当者に対して、この製品の効率性と安全性を実証する多くの情報を提供している。
- D. 米国工業化木材協会 (Engineered Wood Products Association - APA) が建設省に提出した、APA等級マーク付構造用パネルの認定申請の承認。この申請は、1996年11月に提出された。これが承認されれば、構造用パネルが、木材と同等の条件で競争できるようになる。これは、同じレベルの性能を持つ製品の種類間で差別をしないという日本政府の意図に沿ったものである。
- E. 建築基準法 (BSL) を性能規定化するために、同法に必要な改正を加える法案の国会提出。1996年3月の日本の「住宅に関する規制緩和推進計画」で、日本政府は、建築基準法を性能に基づくものとする意図を発表した。建築審議会は、これをどのように達成すべきかについて提言を行っており、現在日本ではこの提言が検討されている。
- F. 1998年12月31日までに試験データ (外国の試験データも含む) の受け入れと評価のための中央集中化、統一された制度を確立することの通知の発行。

現行の制度下では、日本にはこうしたデータを評価する中央集中化された制度がないため、建築用製品または建築方法の認可に関する決定は地方ごとに なされる必要があり、また地方ごとに異なる場合もある。そのため、特に外国の生産者にとっては、承認の取得に必要な以上の経費と困難が伴う結果となる。

- G. 1998年12月31日までに日本各地の地方レベルでの申請及び遵守の統一を保証するために建築法規の施行制度を改正することの通知の発行。同様に、建築法規の施行も、地方ごとに大きく異なり、建築上の問題を発見しやすい建築工程上の検査ではなく、「最終製品」検査に基づいている。適用を統一することによって、無差別的に安全性と消費者の信頼を向上させることができる。
- H. 米国基準の釘の等級マークの認定。日本は現在、釘の等級マークの改正を進めている。米国政府は、より細かい釘を使用できるようにするための変更を要請している。太い釘の使用を義務付けた日本の現行の基準は、木造建築物の在来軸組工法を念頭に置いたものであり、米国方式のツーバイフォー建築には適しない。木材の場合と同様、ツーバイフォー建築では、米国のモデル建築基準制度の下で承認された釘の使用を、JISマークなしで認めるべきである。
- I. 改正された建築基準法の下での性能に基づく試験方法及び手続の導入、また米国によるコメントのためのタイムリーかつ意味のある機会の提供。建築基準法の改正が行われても、受け入れられる試験方法及び手続に関する指針がさらに発表されなければ、建築業者が性能に基づく新たな制度を使用することは实际的でない。これらの指針が速やかに発表され、米国の専門家によるコメントのためのタイムリーかつ意味のある機会が提供されるべきである。

医療機器・医薬品

米国政府は、日本政府による以下の措置を求める。

- A. 医薬品導入の国際基準に沿った、日本の新薬申請（NDA）プロセスの迅速化。日本は、新薬の発売において、他の先進市場に比べて大きく遅れており、申請から承認、また保険収載までの期間を短縮しなければならない。米国及びヨーロッパの製薬会社が（1991年から94年までの間に）実施した調査の結果によると、米国における「優先」医薬品の承認に要する期間は、日本に比べて平均22.4カ月短い。外国企業の場合は、この医薬品承認の「時差」が特に大きく、海外の臨床試験データが受け入れられないために、製品のライフサイクルの末期になってから発売せざるを得ないケースも多い。
- B. 新しい医薬品や革新的な医薬品のプレミアム価格設定制度の適用と透明度の改善。厚生省は、企業が日本市場に革新的でコスト節減につながる医薬品を導入することを奨励・報奨することを明白な目的として、プレミアム価格設定制度を作ったが、近年、その基準を完全に満たすと見なされた医薬品は、外国製品はもちろん日本製品にも存在しない。このため、企業が日本の医療制度に新しい革新的な医薬品をもたらそうとする動機が減少している。研究開発の集約度の高い医薬品業界は、効能と安全性の大きな改善、また医療制度の長期的なコスト節減に対して、十分な補償を得るべきである。
- C. 新製品について新たな機能別カテゴリーをタイムリーに設定することによる、機能別償還制度の実施の改善。日本市場で販売されている医療機器の多くは、機能別の価格設定制度が適用される。これは、新しく発売された製品を同様の製品と同じカテゴリーに分類し、同じ価格を与えるものである。既存の技術を大きく改善した製品については、より公定価格の高い新たな機能別カテゴリーを設定し、治療、効率、医療制度の長期的なコスト節減等の改善を反映させるべきとされている。しかし、日本では、本来新たな機能別カテゴリーが設定されるべき時に、これを設定しない場合が多い。これは、革新的な新製品を既存の技術と区別せず、同じ公定価格を不当に適用することによって、こうした新製品を不利な条件に置くことになる。
- D. 海外の臨床試験データ受け入れの大幅な拡大。日本では、海外で行われた臨床試験データの受け入れが十分ではなく、企業は多くの製品についてコストのかかる臨床試験をさらに日本で実施しなければならず、これが新製品の日本市場参入の大きな遅れにつながることもある。臨床試験を日本で繰り返さなければならないために発生する遅延とコストが、医療制度の効率低下の一因となっている。これは、引き続き、規制緩和による現行の慣行の変化が、医薬品・機器メーカーにとって大きなコスト削減につながり、ひいては日本

の医療制度のコスト節減につながる主要分野の1つである。

- E. 地方自治体が医療機器の調達において総合最大評価方式（OGVM）を利用することを許可するために必要な措置の実施。すでに国レベルではOGVMが採用されており、調達機関には好評をもって受け入れられている。この措置により、地方自治体は、ニーズに対して、製品の初期コストだけではなく、製品のライフサイクル全体にわたる総合的な価値を考慮した上で、購買の決断を下すことができるようになる。
- F. 化学消毒液のメーカーが一群のコンタクトレンズのうち代表的なものをテストすることで、そのグループ内のすべてのブランドのコンタクトレンズへの使用を厚生省から承認されるような分類制度の確立。現在、日本では、依然として化学消毒液の試験においては、1種の消毒液について、あらゆる種類及びブランドのコンタクトレンズの試験を義務付ける承認制度を採用している。この制度は、レンズメーカーにとっても消毒液メーカーにとってもコストと時間がかかるだけでなく、消毒液メーカーがレンズメーカーとは別に、独自の安全・効能データのみに基づいて製品の承認を求めることを不可能にしている。米国食品医薬品局（FDA）は、1985年までこのような制度を採用していたが、同年、レンズの材料、水分含有量及び水和メカニズムによってレンズを分類する制度を導入した。FDAの分類では、レンズを4つのグループに分け、あるグループ内の1種類のレンズの特性がわかれば、消毒液メーカー（及びレンズメーカー）は、そのグループ内のすべてのレンズの性能を正確に予測することができる。
- G. 体外診断薬（IVDs）の医療器具としての規制。IVDとは、試薬を含むキットであり、（体内試験ではなく）体外での診断試験に使われる。IVDの性能は、システム全体の構成要素間の相互作用によって表される。試薬を薬品として、キットを器具として別個に規制することは、コスト効率も悪く、また患者の保護という点でも最良の方法ではない。試薬あるいは器具の設計仕様を個別に評価することによって安全性、効能及び品質を評価することはできない。医療器具の品質評価へのより柔軟なアプローチ、ISO9000では、システムのあらゆる側面を評価するだけでなく、システム全体としての性能も評価することができ、製品の品質と患者の保護という面で、はるかにすぐれている。
- H. 高度先進医療技術（HAMT）制度の撤廃。これは、革新的な新技術を差別し、すでに承認プロセスで行われた試験を保険未収載で再び実施することを企業に義務付けて、企業を不利な立場に置く、不必要な制度である。HAMTは、特定の新製品の広範な使用に対する保険償還の承認に先立って、しばしば長期間にわたる試験を要するもので、医療機器メーカーにとっては最悪のケースである。HAMT審査の制度はもちろん、審査終了の基準も、透明であるとはい

えない。特に、革新的技術を持つ外国企業は、数々の理由で、この制度によって不利な立場に置かれる。その理由としては、革新的な医療機器のライフサイクルはきわめて短い場合があること、企業が不特定期間にわたって保険償還なしで製品を提供させられること、またすでに製品の承認を受けていても最終的に一般償還制度の適用が保証されないこと、が挙げられる。

- I. 日本の栄養補助食品市場（ビタミン、ハーブ、ミネラル及び非有効成分）を完全に自由化するための、市場解放問題苦情処理推進本部（OTO）が勧告する措置の完全実施。従来、日本市場では、形状、用量及び小売形態に関する制約のため、ほとんどの外国製栄養補助食品企業にとって、日本市場参入はコストがかかり、困難だった。この4月に採用された措置は、望ましい処置ではあるが、きわめて限られたものであり、実質的な市場開放を意味するものではない。厚生省は、海外で食品として取り扱われている製品を日本でも食品として取り扱うべきとするOTOの勧告を実施するため、速やかに行動をとるべきである。明確なラベル規則によって、補助食品を医薬品と区別することができるため、カプセルや錠剤の使用に対する制約も廃止すべきである。カプセルや錠剤の使用に対する制限は、コストを上昇させ、輸入品を差別するものであり、世界中の他の諸国では科学的にも法的にも根拠のないものである。

- J. 規制と保険償還に関する意思決定過程の透明性の向上と、この過程への外国企業による意味のあるアクセスの保証。厚生省は、特に医薬品給付及び保険制度の改革に関して、意思決定過程への医療機器及び医薬品業界によるアクセスの水準を高めることを強く確約すべきである。この確約には、こうした業界に特に関係のある医療及び保険償還制度改革に関する討議、特にRゾーンの将来や国民健康保険の医薬品保険償還制度の将来等に関する討議の「テーブルにおける席」を確保することが含まれるべきである。

構造問題

流通

日本では、税関その他の機関の検査当局による処理に時間がかかること、輸送・保管コストが高いこと、そして小売及び自動車修理の各部門の規制による制約が過剰であることにより、流通コストが異常に高い。自由化によって、競争力のある外国製品の市場アクセスを改善することができる。これが企業に利益をもたらし、消費者にも大きな利益となることは明らかである。

I. 税関・輸入手続

主として税関以外の検査当局による処理が遅く、輸入手続が調整されていないことが、納期の遵守を妨げ、価格を高くしている。カタログによる購入やその他のダイレクトメールによる商品販売は大きく改善される余地があり、そうなればこれらは日本の消費者にとってより魅力的なオプションとなる。日本政府は、以下の措置をとるべきである。

- A. 優先事項 -- 1997年12月までに、関税に関する拘束力のある決定をファクシミリまたは電子メールで入手可能にし、決定の通知手続きを迅速化する。
- B. 優先事項 -- 2000年までに、他のすべての関係機関への提出の一本化と自動化を可能にするため、引き続き他機関と貨物通関情報処理システム(NACCS)との統合を進める。
- C. 予備審査および到着即時通関を拡大する。
- D. 厚生省及び農林水産省との一体的な調整をはじめ、他機関との調整を改善する。
- E. カタログ販売手続を促進する措置をとる。
- F. 食品の輸入通関手続のための検査業務を簡素化、拡大、調整する。
- G. 関税が徴収されない個人および商業用輸入品の価格基準を現行の1万円から大幅に引き上げる。
- H. 1997年10月1日に発効した新加算税制度の要件をインターネットや税関回報を通じて配布し、その透明性を高める。対日輸出企業のために、関連する公表される資料をすべて英語とその他の言語に翻訳する。

II. 小売・サービス

大規模小売店舗法及び同様の法律は、競争を制限し、流通の非効率を維持し、大規模小売店による拡張計画を抑制することによって、外国製品及び外国からの投資による市場アクセスを阻む障壁となっている。この法律が撤廃されれば、日本の消費者は低価格、選択肢の増加、利便性の増大といった恩恵を受けることができる。日本政府は、以下の措置をとるべきである。

- A. 優先事項 -- 大規模小売店舗法（大店法）（1973年法律第109号）を撤廃する。大店法撤廃までの間、1998年3月までに、営業時間、閉店日数に関する許可などを含む既存店舗に対するすべての規制を廃止する。さらに、98年3月までに、総床面積3,000平方メートル以下の店舗の出店に対する規制をすべて廃止し、大規模小売店の出店の手続期間を3カ月に短縮する。申請手続を迅速化するために、以下の措置をとるべきである。
1. 市町村と都道府県のレベルによる同時並行処理の許可
 2. 生鮮食品、医薬品、酒類、タバコとその他のさまざまな種類の製品の販売に必要な免許数の削減
 3. 通産省の届出手続及び都道府県の規制遵守に基づく遅滞をなくす
- B. 優先事項 -- 分野法（1977年法律第74号）を廃止する。この法律がマルチプレックス映画館の開店を規制するために使われないことを保証する措置を直ちに実行する。
- C. 優先事項 -- 特に新たなゾーニングの規制など、中心市街地における商業活動を促進する日本政府の努力の透明性を保証する措置を直ちに実行する。そのために日本政府は、地方の都市計画及びゾーニング規制の中央保管機関を設立し、そのような規制のある地方自治体の数やそうした規制の内容について定期的に（少なくとも年に1度）報告すべきである。加えて日本政府は、そうした規制の結果として、新規店舗の出店または既存店舗の拡張に際して問題に直面した小売店が苦情や不服申請を提出できる国レベルのメカニズムを提供すべきである。
- D. 優先事項 -- 地方当局が大規模小売店舗を含む新規参入者に対する新たな規制を導入することを防ぐ措置を直ちに実行する。必要ならば、日本政府は立法措置により、地方の慣行が国の法律より厳しかったり、国の法律に矛盾したりしないことを保証すべきである。
- E. 日本政府は、映画のシネプレックス会社と協力し、1996年にシネマ活性化研究会が通産省に提出した報告で提言したように多くの法律・規制を緩和するための措置を直ちにとるべきである。
- F. 1997年度末までに、小調法（1959年法律第155号--小売業務調整の特別措置に関する法律）など、その他のすべての市場調整法を撤廃する。
- G. 自由、透明、競争的な流通システムを推進するために、通産省が1990年に出した「事業慣行に関するガイドライン」を日本の事業者団体が遵守することを保証する。

III. 運輸・倉庫

日本の法律は、トラック運送業において、特に新規参入業者に対して最低車両台数に関する規制を課し、負担の大きい料金届出義務を企業に課すことによって、競争を制限し、コストを上昇させている。

- A. 優先事項 -- 日本国内で業務を行い、複合一貫輸送を希望する国際企業が一般に利用できる全国一律のトラック運送事業免許制度を、1998年5月までに導入する。
- B. 優先事項 -- 1998年12月までに、港湾運送部門において、需給調整規制やその他の新規参入者にとって煩わしい事業免許に関する規制の撤廃を含む完全な規制緩和を実施する。
- C. トラック運送業における稼働車両の最低台数が決められている地区免許規制を直ちに廃止する。
- D. フレイトフォワードナーに対する価格規制を廃止する。
- E. 保管スペース不足の解消、高額手数料の低額化、外国企業の商品流通関連の負担の最小化を目的に、認可・届出要件を含む倉庫業の参入規制を大幅に削減する。

競争法・競争政策

I. 卸売流通 -- 構造的に排他的な市場

いくつかの日本市場（板ガラス、紙、写真フィルムなど）には、非競争的行為にしばしば結びつけられる共通の特徴が見られる。そうした特徴としては、（1）高度に寡占的な市場構造、（2）主要メーカーと一次流通業者との間の垂直的統合、またはメーカーと一次流通業者との間の事実上の単独取引関係、（3）一次流通業者が申し訳程度のレベルを超えて競合する製品を販売することを妨げるためにメーカーが各種の措置（預り保証金、リベートなど）を採用すること、（4）共同謀議の歴史、（5）輸入品との競争が少ないこと、などが挙げられる。

- A. 優先事項 -- 日本の公正取引委員会（公取委）は、1998年4月までに、独占禁止法遵守ガイドラインを策定すべきである。このガイドラインの下で、公取委はまず初めに、上述の特徴を示している業界の、影響力のある企業の競争法遵守マニュアルを審査する。公取委は、影響力のある企業の遵守マニュアルの効果を、厳しい遵守基準及び手順に照らして審査すべきである。こうした基準及び手順の目的には次のようなものがある。

1. 企業の社員または代理人が独占禁止法（1947年法律第54号）に沿わない行動をとらないことを保証する（たとえば、幹部社員が遵守制度を監督すべきである）。
2. 企業の社員または代理人が独禁法に沿わない行動をとった場合に、その行為が発見され、懲戒されることを保証する（たとえば、不適切な行動を発見するために監視・監査システムが存在し、懲戒メカニズムが一貫して適用されるべきである）。
3. 企業が、独禁法に沿わない可能性のある行動の報告を促進する内部メカニズムを設立していることを保証する（たとえば、報告制度が存在し、それについて社員及び代理人に通知され、彼らが報復を恐れずに不適切な行為を報告できるようにすべきである）。

II. 執行方針

- A. 優先事項 -- 公取委は、1998年4月より、1991年の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」に従って実施された措置（例えば、勧告、警告）について、年次報告書を作成・公表すべきである。
- B. 優先事項 -- 公取委は、影響力のあるメーカーが流通業者に対して報復の脅威を与え、その脅威が競争の妨害を意図したものである場合、積極的に調査を行うことを、1998年4月までに発表すべきである。
- C. 公取委は、産業の実態調査を実施する際には、企業が公取委の勧告または提案した措置に従って、反競争的である可能性のある事業慣行を是正していることを確認するためのフォローアップを実施すべきである。公取委は、透明性を確保するために、実行された措置に関するあらゆる情報を、できる限り公開すべきである。

III. 民事的救済制度

- A. 優先事項 -- 日本政府は、私人が、独禁法違反行為に対し差止請求を行う訴権を認める適切な法律を、1999年4月までに制定すべきである。
- B. 日本政府は、公取委が勧告、勧告審決または公聴会の決定により独禁法違反と判断した場合に、取引が不当に制約され、直接購買者である原告が反競争的慣行の結果として損害を被ったという反証可能な推定ができるよう、独禁法を改正すべきである。
- C. 日本政府は、以下の目的で独禁法及び民法を改正すべきである。
 1. 独禁法違反に基づく民事損害賠償請求訴訟の原告が（a）損害額につ

いて責任を果たし、そして（b）独禁法違反と損害との間の因果関係を証明することを、容易にする。

2. 独禁法違反に基づく民事訴訟の損害額の算定方法を確立する。

IV. 独禁法適用除外制度

- A. 優先事項 -- 日本政府は、独禁法のすべての適用除外、特に24条の2（再販価格維持行為）及び「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）（1962年法律第134号）を、1998年4月までに廃止する方向で見直すべきである。特に独禁法24条の3（不況カルテル）、同24条の4（合理化カルテル）及び景品表示法10条の5（公正競争規約）の廃止に向けて特別の配慮をすべきである。
- B. 日本政府は、「独禁法の適用除外等に関する法律」（1947年法律第138号）に定められたすべての適用除外措置を廃止または大幅に削減する法律を制定すべきである。
- C. 日本政府は、事業改革法（1995年法律第61号）7条を廃止し、それに代わって、（1）事業改革計画承認の申請を受理したすべての所管大臣はその写しを公取委に送付することを義務付け、（2）事業改革法の下で実施されるいかなる事業活動にも独禁法の適用が除外されるものではないことを明示すべきである。この措置をとるまでに、日本政府は、公取委が事業改革法の下で提出されたすべての申請、特に共同申請を審査し、申請に関する公取委の助言をすべて公表することを保証すべきである。

V. 入札談合

- A. 優先事項 -- 1998年4月までに、日本政府は、世界貿易機関（WTO）の政府調達に関する協定が適用されるすべての機関に対し、通常と異なる、あるいは疑わしい入札様式を監視し報告する制度を採用することを義務付けるべきである。そうした制度の下で、（1）入札様式を監視する調達担当官を任命し、通常と異なる、あるいは疑わしい入札様式が発見された場合には公取委に報告させる、（2）公取委は調達担当官に談合を発見するための訓練を提供し、（3）日本政府は公取委の助言を受けて、WTOの協定が適用される政府調達にかかわるすべての機関に対し、談合防止マニュアルを改訂して、マニュアルが独禁法違反を効果的に防止することを保証するよう義務付けるべきである。このような制度を導入した後、日本政府は、実施された措置についての報告書を発表すべきである。
- B. 日本政府は、公共プロジェクトの入札者全員に、独立価格設定証明書

(CIPD) によって、入札のいかなる側面についても他の入札者と協議をしなかったことを証明するよう義務付けるべきである。日本政府は、虚偽のCIPDの提出を犯罪とするよう刑法を改正すべきである。

- C. 原則として、日本政府は、日本で何らかの入札談合活動に携わった企業に対しては、日本全国ですべての調達における入札の1年間の禁止を命ずるべきである。入札談合を行った企業は、当該の入札談合の結果として政府が被った損害の分担額を賠償してからでなければ、将来の入札を許可されないようにすべきである。

VI. 公取委の予算、人員及び地位

- A. 優先事項 -- 課徴金からの収入が公取委の現行の予算を大きく上回っていること、また調査担当職員の増員により課徴金徴収額が増える可能性が高いことを考慮し、日本政府は公取委の1998年度予算を大幅に増やすべきである。日本政府は、公取委の職員数を700人に増員し、増員の大部分を審査部門に配置すべきである。

法律業務

日本と外国の双方の当事者が日本において完全な総合国際法律業務を利用できることを保証するため、またクロスボーダー取引のために、日本の法律業務の自由化が、現在進行中の他の規制緩和や市場の自由化と足並みをそろえて行われることが重要である。日本の金融部門の急速な変化により、法律上複雑な金融サービス製品に関して国際経験を有する法律業務提供者の需要がさらに高まる。

しかし、法律業務の提供に対する不当かつ不必要な制約は、外国弁護士および日本弁護士による依頼人への総合国際法律業務の提供を妨げる。法務省の「外国弁護士問題研究会」（「研究会」）が1997年10月30日に発表した最終報告の提言は、きわめて限られたものであり、大きく失望させられるものだった。

- A. 優先事項 -- 日本弁護士が外国法事務弁護士を雇用することを許可されているように、日本政府は、日本弁護士と外国法事務弁護士のパートナーシップ形成及び外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を許可すべきである。研究会の報告が、外国法事務弁護士と日本弁護士との事業提携に対する厳しい制限の撤廃を提言していないことに、米国政府は失望している。
- B. 日本政府は、外国法事務弁護士が第三国法について日本弁護士と同等に助言することを認めるべきである。

- C. 日本政府は、職務経験要件を5年間から2年間以下に短縮するとともに、海外の国際事務所での職務経験と同様に、日本国内の弁護士及び外国法事務弁護士の事務所での職務経験もすべて要件に数えることを認めるべきである。米国政府は、職務経験要件を3年間に短縮するという研究会の提言は、前向きであるがまだ十分でないとする。
- D. 日本政府は、1998年4月1日から、最高裁判所の司法研修所の修習生受入数を年間1,500人以上に増やすことによって、日本弁護士の数を大幅に増やすべきである。
- E. 日本政府はまた、準法律専門職の雇用に対する規制及び外国法事務弁護士が日本政府機関に対して依頼人の代理をすることに対する規制を撤廃すべきである。

電気通信

過去数年間、日本政府は、ダイナミックな電気通信分野の経済的利益を十分に享受するには活発な競争と広範な市場参加が必要であると認識していることを示しており、これは歓迎すべきことである。WTOの電気通信基本合意が示すように、そうした競争には、規制緩和と、市場の力により密接に沿った規制目標及び方法の調整の両方が必要であるとの国際的なコンセンサスが形成されている。

日本は、WTOに対する公約の実施と独自の計画とを通じて、電気通信分野におけるより競争的な規制制度を促進する重要な措置をいくつかとっている。しかし、電気通信分野全体が急速に変化しているため、この分野における規制の改革は終わりのないプロセスである。以下に述べる米国政府の要望は、そうした改革の新たな分野として、外国人、日本人、消費者、供給者を問わず、すべての市場参加者の利益となるものを提案しようとする試みである。

日本における競争と市場機会を大幅に増大するものと米国政府が考える優先事項を、以下に挙げる。

I. 相互接続

郵政省は競争促進のための相互接続規則の制定に向けて前進しており、これは賞賛すべきことであるが、同省が選択した規則の内容、その範囲、及びその実施時期には、まだかなりの改善の余地がある。米国政府は、アクティビティ・ベスト・コスト方式(ABC)を導入するという郵政省の決断が、真に原価ベースの相互接続制度への移行を不必要に遅らせる可能性があることを懸念する。

- A. 優先事項 -- 1998年中に、NTTとの相互接続料金の設定に、将来志向的な費用算定方式を導入する。これは、相互接続の公正な価格設定とインフラ投資の効率的な配分を保證できる唯一の方法である。
- B. 優先事項 -- アクティビティ・ベスト・コスト方式を当座の方策として導入する場合、郵政省は、NTTが接続料金の正当化に使用する原価の大幅な公開を義務付け、関係のないコストが含まれていないこと、また競合事業者がNTTの原価配分の決定に異議を唱える機会を与えられることを保証すべきである。
- C. 相互接続の将来志向的な費用算定方式を導入する前に、国際的な最良の慣行(EUの勧告など)を考慮した代用相互接続料金を使用する。
- D. 1997年度内に、インターフェースの開発及びネットワーク上の技術的に可能な場所におけるインターフェース点の選択に関して、郵政省の監督の下に開

放された透明なプロセスを設立する。

- E. NTTが時期を問わず（すなわち企業の免許取得前にも）、電気通信事業者の種類を問わず（すなわち第1種でも第2種でも）、相互接続の条件について誠実な交渉を行う義務を執行する。同様の義務をKDDにも課すべきである。
- F. 1997年以内に、NTTの電柱、管路、建物などNTT及びその他の関係機関（電力会社等）が管理する施設の使用に対するコストベースの料金を設定する。
- G. 1997年度内に、研究開発コストを相互接続料金に含めることを廃止する。
- H. 1997年度内に、KDDのケーブル陸揚局及び迂回中継設備（PSTNへの回線）への非差別的な、コストベースのアクセスを保証する手続きを設立する。
- I. 第1種免許に公益事業特権に関する条項（掘削権など）を盛り込む。インフラ構築の不必要な遅延を防ぐため、公益事業特権へのアクセスを容易にするために必要な行政措置を調整するメカニズムを設立する。
- J. 番号案内等のサービスについて、NTTが相互接続する電気通信事業者に課する差別的な料金を廃止する。
- K. 1997年中に、NTTの国際通話接続に関して、日本における既存の国際電気通信事業者に対するのと同等の条件で、コストベースの約款を導入する。
- L. 1998年中に、NTTに対してプライス・キャップ規制（または同様の奨励に基づく規則）を導入する。これによって、NTTは、不必要なコストを料金のベースに組み込んで利益を最大化する理由が少なくなる。そうしたコストは、消費者価格と相互接続料金の両方を上昇させる。
- M. 関連するすべての事業者がお互いに相互接続協定を結ぶことを義務付ける郵政省の規則を廃止することによって、新規通信事業者を使った第三國中継による業務協定を促進する。
- N. 基本的なネットワーク機能（相互接続を可能にするためのネットワーク改造のコストをNTTが払わなければならない機能）は、現在NTTの顧客が利用できるすべてのサービスを含むものと定義する。
- O. 1999年までに、市内番号のポータビリティを導入し、そのコストは顧客ベース全体に広く配分する。

- P. 1998年以降は、相互接続義務がKDDに適用されることを確認する。
- Q. 1997年度内に、番号ダイヤル・パリティ導入の開放されたプロセスを設立する。1998年度内にこのようなシステムを完成させることを目標とする。

II. 衛星デジタル放送 (DTH)

米国政府は、革新的でダイナミックなDTH産業を確立する条件は、広範な規制緩和であると信じるが、現状はこれとは対照的に、硬直的で不必要に負担の大きい制度となっている。初期のケーブルTV市場では、郵政省が同様の措置をとったために、存続しうる事業者の出現が阻まれたが、DTH市場も同様の問題に直面する危険がある。DTH規制の枠組みは、現在と将来の技術の発展に合わせて機能すべきであり、市場にサービスの成否を決定させるべきである。

- A. 優先事項 -- 1997年度内に、DTH委託放送事業者が提供できるチャンネル数を無制限とする。
- B. 郵政省は、DTH事業者の委託放送事業者間の財務取り決めを承認する役割から手を引くべきである。郵政省は、DTH事業者のこうした商業的側面が同省の管轄下にあるということを、十分に証明していない。
- C. 1997年度内に、外国人がDTH事業者を100%所有することを認め、外国人がDTH会社の取締役となることを許可する。
- D. トランスポンダ及び周波数のより効率的な利用を奨励するため、トランスポンダ間で委託放送事業者の番組の無制限の移動を許可し、統計的圧縮多重機能に対して残っている制限を撤廃する。
- E. 委託放送事業者への免許発行を、トランスポンダあるいはチャンネル数ではなく帯域幅で決定することを考慮する。
- F. DTH事業者がチャンネルを個別に販売する、いわゆる「アラカルト」式価格設定を義務付ける規則を、1997年度内に廃止する。
- G. 1997年度内に、トランスポンダ使用料の計算において、総括原価主義を廃止し、市場価格主義を実施する。
- H. 1997年中に、同時放送（2社の委託放送事業者が同じ番組を提供すること）を許可し、編集義務規則を撤廃する計画を実施する。

- I. 1997会計年度中に、委託放送事業者に対する段階的認可方式を撤廃する。衛星の打ち上げ、アップリンクとプログラミングの準備に資金が必要とされることを考慮し、郵政省は衛星の打ち上げ前に委託放送事業者に放送免許を与えるべきである。

III. 公専公接続

米国政府は、9月4日に郵政省に提出したコメントに述べたとおり、郵政省が公専公接続規制のために検討している規則は、このサービスの競争の利益と市場機会に害を及ぼす可能性があり、このサービスを自由化するという日本政府の誓約に矛盾するものであると信じる。

- A. 優先事項 -- 1998年1月1日付で、国際料金精算制度外の公専公接続を許可する。
- B. 公専公接続を提供しようとする企業が使用できる国際専用回線に対して、1998年に卸売料金を導入する。
- C. 1997年末までに、国内及び国際公専公接続サービスのためのアクセスコード及び相互接続のタイムリーで非差別的な提供を保証する。
- D. 1997年末までに、NTTとKDDが、すべての約款外契約を公表し、そうした契約の条件を（種類を問わず）すべての電気通信事業者（種類を問わない）に非差別的に入手可能とすることを義務付ける。

IV. NTTとKDDの外資規制

日本政府は、NTTとKDDの外資規制を維持する理由を十分に説明したことがない。WTOの電気通信基本合意の実施によって、すべての市場が外国からの投資増加に開放されており、外資を20%以下に抑えるというNTTとKDDの現行の制限は、先進国中ではきわめて異例である。これらの日本の電気通信事業者が、国内市場で実質的に保護を受けながら、海外市場に投資ができるということは、競争機会の大きな不均衡を生み出す。

- A. 優先事項 -- 1998年中にNTTとKDDの100%外資を許可する。
- B. 1997年度内に、暫定措置として、NTTの再編成によってできる企業でNTT法の適用されない企業への外資制限をなくす。

V. 国際通話サービスの「百対地原則」

郵政省は、いわゆる「百対地原則」に基づき、国際第1種電気通信事業者が100以上の接続先

と直接回線設備を敷設するまで、国際トラヒックを着信するために外国の事業者と第三国中継契約を結ぶことを禁止している。この制約は、WTOの電気通信基本合意が目指す競争的な国際サービスの導入を大きく阻むものである。米国政府の知る限り、このような規則を必要とみなしている規制機関は、ほかにない。

- A. 優先事項 -- 第1種の新規参入者に対する百対地原則を1997年中に廃止する。

VI. 免許及び約款手続

郵政省が「市場参入マニュアル」を発表したことは、同省の免許手続の透明性を大きく向上させた。しかし、新規参入者は、免許を得るためにはその他にもさまざまな未公表の要件があることを報告している。

- A. 優先事項 -- 1997年中に、第1種の免許手続を効率化し、利益が出ることを証明する事業計画の提出等、経済的必要性の審査をすべて廃止する。
- B. 免許、認可、その他の承認の申請の審査に際して郵政省が使用するすべての標準、基準、その他の要件を公表し、申請者が申請プロセスの一部として提出しなければならない資料及び情報を公表する。
- C. 公益事業特権の獲得を容易にするため、公益事業特権獲得交渉に先立って第1種事業者免許を発行する。その免許には、道路掘削権及び事業者が他機関と交渉する権限を盛り込む。また郵政省に、公益事業特権獲得を促進する調整役の権限を与える。
- D. 基本音声サービスを提供しない第2種事業申請者の登録義務を廃止する。
- E. 日本国内で支配的電気通信事業者と関連のない非支配的事業者には、届出による料金申請を許可する。また、サービスの利益性証明の条件を廃止する。
- F. 非支配的事業者には、届出に基づく新サービス導入及び地理的拡大を許可する。

VII. NTTの再編

NTTの再編計画は、現在独占及び競争市場で営業しているNTTの部門間の、非競争的になり得る内部補助を削減する機会を提供する。

- A. 優先事項 -- NTTの再編に先立ち、再編後の部門間の非競争的な内部補助を防ぐセーフガードを確立するために、次の措置をとる。

1. 各部門の会計を厳密に切り離し、各部門に厳しい財務公開報告義務を適用する。
2. 事業と資産を厳密に分離する。
3. 企業部門間の共同マーケティング及び人員の異動を禁止する。
4. 競合事業者の情報へのアクセスの濫用を防止するセーフガードを確立する。

VIII. 郵政省の通知及び意見招請手続

郵政省は、規制案を一般に通知したり、外国人を含む利害関係者に、提案された規制に対する意見提出の機会を与えるという点で、日本でも最も進歩的な省庁の1つである。以下の提案は、このプロセスをさらに拡大し、効果を高めることを意図したものである。

- A. 優先事項 -- すべての規則制定に関し、通知及び意見招請手続を導入することを、1998年度内に確約する。
- B. 優先事項 -- 少なくとも30日間の意見招請期間を提供する。
- C. 優先事項 -- すべての意見を一般に公開する。
- D. 優先事項 -- 規則制定のすべての段階において完全に非差別的な参加を保証する。

IX. ケーブルテレビ

ケーブルテレビ (CATV) 部門における郵政省の規制改革、特にマルチサービスオペレーター及びCATV電話を許可する決断は、大きな利益をもたらしている。CATV電話サービスを提供する企業に対する外資制限の撤廃も、きわめて歓迎すべきことである。

- A. 優先事項 -- 1998年中に、すべてのCATV会社に、100%の外資を許可し、外国人取締役の制限を撤廃する。
- B. 優先事項 -- 1998年中に、CATVサービスの全国的な免許を導入する。
- C. 1998年中に、CATV会社によるNTT及び電力会社の電柱への公正なアクセスを保証する手続きを確立する。
- D. CATV産業の最も効率的な発展を促進するため、既存のCATV免許の譲渡、販売、取引の許可を検討する。

- E. CATV認可手続を効率化するため、申請者の事業及びインフラ開発計画に関する最も重要な点を除き、詳細をすべて省略する。
- F. 郵政省によるCATV施設の検査の義務を廃止する。
- G. 干渉の問題があるとされる特定のチャンネル（14～17、24～27、55～63）をCATV会社が使わないようにするための行政指導の適用を中止する。こうした問題は質の高いメンテナンスによって防ぐことができるため、貴重な周波数の使用を独断的に禁止する必要はない。

X. MKKテスト及び認証手続

郵政省は、今年発表した規制緩和報告の中で、ISO9000の認証を受けたメーカーの無線機器には、MKK認証プロセスの一貫としてのMKK品質管理試験を義務付けないことを求める経団連の要望を検討することに同意した。また、米国電子工業会は、今年初め、真剣な検討に値する変更案のリストを提出している。

- A. 優先事項 -- ISO9000の認証を受けた企業については、MKKの品質管理試験を1997年中に廃止する。
- B. より効率的な適合評価プロセスを作成するため、1998年中に、MKKが行う適合評価及び認証に匹敵する評価・認証を行う権限を独立した試験機関に与える手続を導入する。
- C. 検査を迅速化し、試験及び認証の料金を下げる。
- D. 認証済みの製品の設計変更が、要求基準に関する性能に影響を及ぼさない場合は、再認証の義務を廃止する。
- E. 試験対象のサンプル数を5個以内に制限する。

透明性及びその他の政府慣行

日本における分野別の規制緩和に対応するものとして、公共政策策定の過程における透明性の向上と、行政制度への一般参加機会の拡大が必要である。このような改善は、外国企業が直面する市場アクセスの問題を軽減するとともに、民間企業がそうした問題に対処するに当たって米国政府の援助を仰ぐ必要性を低減する上で、重要な役割を果たし得る。

I. 情報公開

- A. 優先事項：情報公開法の制定 米国政府は、情報公開法案を1998年3月31日までに国会に提出しようとしている日本の努力を強く支持する。米国はこのような法案の迅速な制定と実施を要望する。情報公開法は、一般市民に、政府情報への効果的なアクセスを与えるために、以下の条件を満たすべきである。
1. 特殊法人も含め、あらゆる政府機関及び政府関連機関に適用される。
 2. きわめて狭く厳密に定義された例外を除き、政府機関の所有または管理下にある情報の公開が請求された場合には、時機を逸することなく請求された情報をすべて開示することを義務付ける。
 3. 情報公開を差し控える政府機関が、情報公開を請求する当事者に、情報を公開しない理由を記した書面を提供するよう義務付ける。
 4. 政府機関が請求された情報の公開を拒否した場合、裁判所が完全かつ効果的な審査を行うことを義務付ける。
 5. 外国企業及び外国人が情報公開を請求することを許可する。
- B. 政府情報の入手性の向上 米国は、日本の各政府機関がホームページなどを通じて、一般市民による情報の入手性の向上を前進させていることを承知している。しかし、慣例的な情報公開方法以外の手段で、一般市民の入手できる情報を最大限拡大することをすべての機関に義務付けることによって、日本政府は政府の透明度を大幅に向上させることができると米国は信じる。このような情報は、一般市民が使いやすい方法で入手できるようにすべきである。
- C. 政府情報への平等なアクセス 日本政府は、政府情報に関して、米国内の日本企業が有するのと同様のアクセス、また日本国内の企業及び事業者団体が有するのと平等のアクセスを、外国企業に保証すべきである。

II. 優先事項：一般市民が参加できる規則制定手続の採用

行政改革会議による1997年9月3日の中間報告の提言に沿って、日本政府は、規制の作成過程に関係者が効果的に参加できるような規則制定手続を採用すべきである。このような手続で

は、すべての政府機関が（１）官報またはその他の広く入手できる出版物に、規制案を事前に公表すること、（２）一般市民、専門家、及び関係者が規制案についてコメントする妥当な期間を提供すること、（３）すべてのコメントを一般市民が入手・検討できるようにすること、そして（４）規制の最終決定に際してこれらのコメントを慎重に考慮すること、を義務付ける。このような規則制定手続が採用されるまで、各政府機関に対しては、公正取引委員会及び郵政省が規制・政策草案について一般のコメントを求めた例に従うよう奨励すべきである。

III. 優先事項：申請手続きの改善

行政手続法（APL）における認定・免許・許可・その他の認可（以下、これらを含めて「認可」とする）の申請に適用される諸条項の存在にもかかわらず、日本の申請手続の煩雑かつ予測不可能な性質について、米国企業から再三不満が出ている。申請を希望する者は、政府機関との広範な事前協議（これに6カ月から1年以上かかる場合もある）を行い、追加情報の数々の要請に応えた後に、政府機関への申請提出を許可される場合が多い。この問題を改善するため、日本政府は各政府機関に以下の事項を義務付けるべきである。

1. 各政府機関が認可を与えるかどうかを決定する際に使用するあらゆる標準、基準、その他の要件、及び申請の妥当性を判断するための審査の過程（審査期間も含む）について、官報に発表する。
2. 提出された認可申請をすべて受理し、申請に不十分な点があれば受領後直ちに申請者に通知して、申請者が必要な訂正を行えるようにし、その不十分な点への対処がなされれば直ちに申請の正式な処理が開始されることを保証する。
3. 申請を認可するかどうかの決定は、そのような申請に関して発表されている要件にのみ基づいて行う。

IV. 審議会等

行政改革会議による中間報告の提言に沿って、日本政府は、政府の審議会、研究会、懇談会、及び勉強会等（以下、これらを含めて「審議会」とする）を改革すべきである。また日本政府は、以下の措置をとることによって、審議会の透明性と客観性を強化すべきである。

1. 過去または現職の政府職員が審議会の議長となることを禁じるとともに、審議会委員のうちかつて政府職員であった者の人数をさらに削減する。
2. 外国の非政府関係者及び外国企業が審議会の委員またはオブザーバーとして参加することを認める。

3. 審議会が、政府職員及び政府機関から独立して、討議及び提言・報告書の作成を行えるようにする。
4. すべての審議会につき、開催予定を余裕をもって事前に公表し、厳密に定義されたきわめて例外的なケースを除きすべての会議を一般に公開し、さらに一般市民が会議の議事録及び報告書を容易に入手できるようにする。

V. 事業者団体

事業者団体に関して、日本政府は以下の各措置をとるべきである。

1. 事業者団体に対し、検定や市場参入許可のような政府権限あるいは公共政策機能を公式・非公式に委託することを控える。
2. 事業者団体が許可や承認の付与、基準の設定、証明書の発行、またはこれらに類似した公的・準公的な活動に関与する明らかな必要性が認められる場合には、その活動が公開、透明、非差別的に行われ、非会員事業者の事業活動を制約することがないよう、関係政府機関は事業者団体を監督する。
3. 事業者団体が採用または使用する規制、指針、その他の手続で、日本における事業活動に影響し得るものについては、外国の業界を含む非会員事業者の意見を反映させるようにする。
4. 政府機関が事業者団体に情報を提供する際には、外国企業を含む非会員事業者にもその情報が容易に入手できるようにする。

VI. 行政指導

行政手続法36条に基づく「複数の者を対象とする行政指導」の透明性をさらに高めるため、日本政府は次の各措置をとるべきである。(1) 指導事項に関する情報を公開し、いかなる請求者に対しても行政指導の写しを速やかに提供する。(2) 事業者団体に対し、その会員事業者が遵守することを意図して出される行政指導は、行政手続法36条の適用対象であり、文書化と一般への公表が義務付けられていることを明確にする。





AMERICAN CENTER REFERENCE SERVICE
Tokyo (03)3436-0901 Nagoya (052)581-8641
Kansai (06)315-5970 Fukuoka (092)733-0246

United States Information Service Tokyo, Japan / 米国大使館広報・文化交流局

(020598)

